

井原市産業支援・異業種連携促進事業に係る審査要領

1 目的

この要領は、井原市産業支援・異業種連携促進事業業務に係る受託候補者等の選定を実施するために必要な審査に関する事項を定めるものである。

2 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象とする。

- (1) 「井原市産業支援・異業種連携促進事業 業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）6 参加資格に規定する資格要件を全て満たす者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類を全て提出した者
- (3) 実施要領及び「井原市産業支援・異業種連携促進事業に係る参加申込書及び企画提案書作成要領」により、適正に書類を作成した者

3 審査項目及び配点

総合点数は60点とし、審査項目と配点は次のとおりとする。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 実施体制 | 5点 |
| (2) 実績 | 10点 |
| (3) 提案内容 | 40点 |
| (4) 費用 | 5点 |

4 審査の実施

参加者から提出された企画提案書に基づき、次のとおり審査会を開催する。

- (1) 開催日時 令和7年5月下旬
- (2) 開催場所 井原市地場産業振興センター
- (3) 審査形式 ヒアリング・プレゼンテーション
1者当たり30分以内とする。
- (4) その他 参加者には令和7年5月21日までに通知する。
順番は、参加申込順とする。
プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑時間を設ける。

5 審査の方法

- (1) 審査委員会では参加者から提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーション及び質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) 全ての参加者の審査が終了し、各審査委員の審査結果を集計後、最も得票の多い者を候補者とし、2番目に得票の多い者を次点者として選定する。
- (4) 最も得票が多い提案者の得票数が同数の場合は、最も得点数の多い者を契約候補者とし、2番目に多い者を次点者とする。

審査基準

項目 (配点)	審査の視点	評価得点
1. 実施体制 (5点)	(1)業務を確実に遂行するだけの人員と組織体制か (2)専門的な知識やマネジメント能力を有しているか	5・4・3・2・1
2. 実績 (10点)	(1)産業支援、企業支援等に関わった年数や件数があるか	5・4・3・2・1
	(2)過去に同種の業務に関わった実績があるか	5・4・3・2・1
3. 提案内容 (40点)	(1)企業、創業者等からの相談への対応	5・4・3・2・1
	①提案内容が本業務の目的を達成することができるものとなっているか	得点__点×2=__点 (10点満点)
	②スケジュールに無理がなく実現性があるか	
	(2)「攻めの経営」への転換を促進	5・4・3・2・1
	①提案内容が本業務の目的を達成することができるものとなっているか	得点__点×2=__点 (10点満点)
	②スケジュールに無理がなく実現性があるか	
	(3)異業種連携の促進	5・4・3・2・1
	①提案内容が本業務の目的を達成することができるものとなっているか	得点__点×2=__点 (10点満点)
	②スケジュールに無理がなく実現性があるか	
	(4)業務評価等 提案する成果指標の設定及び効果測定業務の内容が有効かつ妥当なものとなっているか	5・4・3・2・1
(5)その他の事業 独自の提案内容が本事業の効果をさらに高めるものとなっているか	5・4・3・2・1	
4. 費用 (5点)	(1)仕様内容に沿った業務経費が計上されているか	5・4・3・2・1
	(2)提案された業務規模に対して妥当な積算額であるか	
合計得点		点/60点

(評価得点)

5：とても優れている（全く問題なし） 4：やや優れている（特に問題なし）

3：期待値どおり（多少の問題は見受けられるが支障なし）

2：やや劣っている（多少問題あり） 1：とても劣っている（業務に支障する恐れあり）

※但し、審査員3名以上が同一のポイントを1点として評価した場合、また、「3. 提案内容」の項目の合計得点について審査員3名以上が基準点（24点）を下回る場合は採択しない。